

東海村（仮称）歴史と未来の交流館併設カフェ運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和2年6月

東海村

目次

1 参加について

- (1) 募集形式・参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) プロポーザルの日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) プロポーザルの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 企画提案書の提案項目及び記載内容一覧・・・・・・・・・・・・ 5

2 評価について

- (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 評価主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 評価方法及び審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (6) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 審査評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

東海村（仮称）歴史と未来の交流館併設カフェ運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 参加について

(1) 募集形式・参加資格

本募集は公募型のプロポーザルとし、参加できるのは次の要件を全て満たすものとします。

- ① 国税及び地方税を完納していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ④ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可及び交流館カフェ店舗において必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- ⑤ 公告日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑥ 公告日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(2) プロポーザルの日程（※参加多数の場合は、日程が変更となる場合があります。）

- ① 実施要項案等事前審査・・・・・・・・・・・・・・・・令和 2 年 5 月 25 日（月）
- ② 実施要項公表、公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和 2 年 6 月 8 日（月）
- ③ 質疑書の受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・令和 2 年 6 月 8 日（月）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・～令和 2 年 6 月 15 日（月）
- ④ 現地説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和 2 年 6 月 10 日（水）
- ⑤ 参加申込書の提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和 2 年 6 月 22 日（月）
- ⑥ 企画提案書の提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和 2 年 7 月 6 日（月）
- ⑦ 書類審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和 2 年 7 月 13 日（月）
- ⑧ プレゼンテーション及びヒアリング・・・・・・・・令和 2 年 7 月 21 日（火）
- ⑨ 審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和 2 年 8 月上旬

(3) プロポーザルの手順

① 公募開始（実施要項等の配布）

配布期間	令和2年6月8日（月）～ 6月22日（月）
配布資料	1. 東海村（仮称）歴史と未来の交流館併設カフェ運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項 2. 東海村（仮称）歴史と未来の交流館併設カフェ事業実施要項 3. カフェ平面詳細図 4. 厨房機器一覧 5. カフェ内観パース 6. （仮称）歴史と未来の交流館実施設計概要版 7. 近隣公共施設利用者数 8. （仮称）歴史と未来の交流館実施設計ダイジェスト版
入手方法	東海村 教育委員会 生涯学習課 （仮称）歴史と未来の交流館整備推進室で貸出しています。（要返却） ※貸出しについては、9時から正午及び13時から17時まで（土・日・祝日を除く）とします。また、村ホームページからダウンロードすることもできます。 http://www.vill.tokai.ibaraki.jp

② 質疑書の受付

本プロポーザルに関する質疑は、全て質疑書によることとします。質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出してください。

受付期間	令和2年6月8日（月）～ 6月15日（月）17時まで（土・日・祝日を除く）
提出方法	原則として、電子メールで提出してください。 メールの送付先： syogaigakusyu@vill.tokai.ibaraki.jp ※メール送信後、着信確認のため、生涯学習課（仮称）歴史と未来の交流館整備推進室まで電話にて連絡をしてください（電話連絡時間 平日8時30分～17時15分の間）。なお、生涯学習課（仮称）歴史と未来の交流館整備推進室へ持参することもできます。
提出様式	1. 質疑書の様式は任意とします。 2. 質疑書には、以下の事項を記入してください。 ①事業者名、所在地、連絡先（電話番号）、担当者名 ②質疑内容 3. 電子メール送信の際は、件名を次のとおりとしてください。 件名：カフェ公募質疑＋（事業者名）
回答方法	質問に対する回答は質疑回答書としてとりまとめ、令和2年6月17日（水）に村ホームページにおいて一括して公表します（予定）。なお、質疑回答書は本要項の追加又は修正として、実施要項と同様に扱います。

③ 現地説明会

開催日時	令和2年6月10日(水)10時から
開催場所	茨城県那珂郡東海村大字村松字藤ヶ作768番地38 (仮称)歴史と未来の交流館建設地
備考	1. 集合場所は東海文化センター駐車場とします。 2. 開催時間の10分前までに集合してください。 3. 参加希望の方は、前日(9日)の17時までに東海村教育委員会生涯学習課まで電話にてご連絡ください。

④ 参加申込み

提出期限	令和2年6月22日(月)17時まで(土・日・祝日を除く)
提出先	〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 東海村 教育委員会 生涯学習課 (仮称)歴史と未来の交流館整備推進室
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、書留郵便としてください。(当日必着)
提出書類 (各1部)	1. 【様式第1号】参加表明書 2. 営業に関する資格、免許等の写し…提案する企画の実施や商品の販売に必要な資格、免許等の写し 3. 【様式第2号】企業概要及び事業概要…①名称②所在地③設立・創業年月日 ④企業としての考え方⑤事業経歴⑥資本金⑦事業内容(事業種目、取扱品目又はサービス、年間取引高、店舗数、従業員数)⑧庁舎など公共施設等への出店実績⑨その他PRとなる事項 4. 営業状況が分かる資料(決算書) ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可
備考	1. 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めています。 2. 参加表明者の参加資格を審査します。 3. 参加資格審査の結果については、提出者全員に別途通知します。

⑤ 企画提案書の提出

提出期限を過ぎた場合や未提出の場合は、参加を取りやめたものとみなします。

提出期限	令和2年7月6日(月)17時まで(土・日・祝日を除く)
提出先	〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 東海村 教育委員会 生涯学習課 (仮称) 歴史と未来の交流館整備推進室
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、書留郵便としてください。(当日必着)。
提出書類	【様式第3号】企画提案書…10部 ※「企画提案書の提案項目及び記載内容一覧」(P.5)を参照してください。
備考	1. 提案は、本要項に定める各要件に合致する内容としてください。 2. 提出書類を補足する資料の添付は可とします。 3. 企画提案書による書類審査を行います。 4. 書類審査の結果については、提出者全員に別途通知します。

⑥ プレゼンテーション及びヒアリング

書類審査通過者を対象に下記のとおり実施します。なお、欠席した場合は、参加を取りやめたものとみなします。

開催日	令和2年7月21日(火)
開催場所	東海村役場行政棟2階 205会議室 ※開催時間等の詳細については、参加者に別途通知します。
内容	参加者による企画提案書の説明(10分以内)及び選定委員によるヒアリング(10分程度) ※出店への意欲や提案の具体性・実現性などを確認します。企画提案書の中で、特に強調したい項目を中心に説明してください。
備考	1. 出席者は、責任者を含め3名以内としてください。 2. 当日に新しい資料等の提出はできません。提出済みの企画提案書に基づき説明をしてください。 3. プロジェクター等は利用できません。

企画提案書の提案項目及び記載内容一覧

No.	提案項目	記載内容
1	店舗の運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の管理運営に関する考え方について記載してください。
2	安全管理・食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の防犯，防災等の安全管理について記載してください。 ・食品衛生や品質管理について，事故防止の体制及び万一の事故発生時の対応策等を記載してください。
3	従業員の配置体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の人員配置について記載してください。 ・従業員の勤務体制等について記載してください。 ・責任体制について記載してください。 ・従業員の労働条件や教育訓練，雇用計画について記載してください。
4	クレーム・要望等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からクレームや要望への対応方法や対応体制等について記載してください。
5	商品・サービスの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・提供を予定している主なメニューの種類及びその標準的な価格等について記載し，写真は別紙にしてください。 ・提供を予定しているサービス等があれば記載してください。 ・想定する客層及びその客層に対するサービス等の考え方について記載してください。 ・東海村又は交流館に関連するメニュー等を記載してください。
6	廃棄物の回収・処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内で発生した廃棄物等の回収及び処理方法等について記載してください。 ・ごみ減量化推進に関する工夫などがあれば記載してください。
7	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の月間及び年間収支計画（収入及び支出の項目や見込額等）を記載してください。
8	出店に際してアピールできる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・出店に際してアピールできる事項，付加的なサービス提供など優位性や特徴のある事項について記載してください。 ・カフェ経営の実績等について記載してください。

※企画提案書は，【様式第3号】となります。A4用紙（縦）で，両面印刷・左綴じとしてください。

2 評価について

(1) 基本的な考え方

選考に当たっては提出された企画提案書のほか、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について評価し、最も高い評価を得た参加者を運営事業者として選定します。

(2) 評価主体

評価は「東海村（仮称）歴史と未来の交流館併設カフェ運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が非公開で行います。

選定委員会は 5 名の選定委員で構成されており、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行います。

(3) 評価方法及び審査結果の通知

評価方法	プレゼンテーション及びヒアリング 事業者毎にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、P.8の「審査評価基準」に基づき選定委員会が審査し、最高点を取得した者を運営事業者として選定します。
結果通知	1. 参加者全員に、書面により結果を通知します。 2. 村ホームページにおいて選定された運営事業者名及び次点の運営事業者名を公表します。
通知期日	審査結果 令和2年8月上旬（予定）
備考	1. 提出された企画提案書等を選定委員会が審査し、書類審査結果を通知します。また、書類審査通過者にプレゼンテーション審査を行います。 2. 最高点を取得したものが2者以上ある場合は、委員の投票により運営事業者を選定するものとします。 3. 最高点を得たものが辞退を申し出た場合や、下記（4）の留意事項に該当したことにより運営事業者としての決定を取り消された場合は、次の順位のことを運営事業者とします。 4. 審査結果に対する一切の異議申し立て及び質疑等は受け付けません。 5. 提案者が1者のみの場合でも選定委員の評価結果により提案の内容について十分に良質な運営事業者であると判断できる場合は、当該者を運営事業者として選定します。

(4) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失い、運営事業者として選定した場合でも選定を取り消します。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ② 選定委員又はその関係者に接触を求めると、審査の公平性を害する行為を行ったとき。
- ③ 運営事業者の決定から賃貸借契約締結までの間に、運営事業者の資金事情の変化等により店舗の設置及び運営の履行が困難であると村が判断したとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと村が判断したとき。
- ⑤ 運営事業者が、P.1に定める参加要件に適合しなくなったとき。

(5) 契約の締結

運営事業者に選定された者は、村と賃貸借契約を締結するための協議を行い速やかに契約を締結することとします。

また、併せてカフェ等の店舗設置に向けた協議を開始します。

(6) その他

① 参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。

② 企画提案書の著作権は、参加者に帰属します。ただし、村が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、東海村情報公開条例（平成31年条例第2号）に基づき提出書類を公開する場合があります。

③ 提出された書類は一切返却しません。

(7) 問合せ先

東海村 教育委員会 生涯学習課 （仮称）歴史と未来の交流館整備推進室

所在地：〒319-1192 那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話：029-282-1711 FAX：029-282-7944

E-mail: syougaigakusyu@vill.tokai.ibaraki.jp

審査評価基準

	No.	評価項目	評価内容	プレゼンテーション 及びヒアリング審査
				配点
運 営 体 制 ・ 形 態	1	店舗の運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能や役割を理解した上で運営の工夫がなされているか。 ・店舗の運営者として、公共施設への出店をどのように捉えているか。 	20
	2	安全管理・食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の安全管理、食品衛生及び事故防止体制が整っているか。 	5
	3	従業員の配置体制	<ul style="list-style-type: none"> ・責任体制や緊急時の体制が整っているか。 ・スタッフ配置が適切であるか。 ・スタッフへの教育方針は適切であるか。 	5
	4	クレーム・要望等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からのクレームや要望に対し、適切に対応できる体制が整っているか。 	5
サ ー ビ ス	5	商品・サービスの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・提供メニューやサービスの内容及び価格等が適当であるか。 ・幅広い年齢層に対応したメニューとなっているか。 	25
	6	廃棄物の回収・処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適切な処理体制が整っているか。 	5
収 支 計 画	7	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・算出根拠が妥当で、確実性があるか。 ・健全な収支計画を持っているか。 ・店舗運営の継続性が確保できているか。 	10
独 自 性	8	出店に際してアピールできる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他事業者と比較して、優位な点はあるか。 	25
				100